

町の奨学金貸与制度と就学援助制度のご案内

問 教育課 教育係 ☎ 025 - 784 - 2211

経済的理由により修学・就学が困難な児童生徒を援助します

奨学金貸与制度

修学への意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な方に対し、町の予算の範囲内で奨学金を貸与する制度です。他の奨学金制度と併用できます。

奨学生の資格

- 湯沢町に住所があり、かつ居住する者の子またはこれに準ずる者であること
- 次のいずれかに該当する者であること
 - ㊦高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、専修学校または各種学校等に在学または在学予定の者
 - ㊧日本国外の学校で、教育委員会が㊦に定めるものと同等であると認める学校に在学または在学予定の者
- 心身ともに健全で、修学に対する意欲があること
- 世帯の前年の所得税の合計が50万円以下であること
- 次に該当する連帯保証人を2名設定できること
 - (1名は保護者)
 - ㊨独立して生計を営む者
 - ㊩町税等を完納している者
 - ㊪返済能力のある者

貸与期間

貸与決定の月から在学する学校の最短修業年限の終期まで

貸与額

- 高等学校または専修学校の高等課程等
 - 月額**2万円**以内
 - (他の奨学金の給付または貸与を受ける場合は合計で月額**4万円**以内)
- 大学、大学院、短期大学、専修学校の専門課程等
 - 月額**5万円**以内 (他の奨学金の給付または貸与を受ける場合は合計で月額**10万円**以内)
- 日本国外の各種学校
 - 月額**5万円**以内 (他の奨学金の給付または貸与を受ける場合は合計で月額**10万円**以内)

貸与利息

無利子

返還期間

貸与が終了した翌年度から、貸与を受けた年度数の2.5倍以内の年数で返還

返還方法

毎月の口座振替 (第四北越銀行、新潟県信用組合、みなみ魚沼農業協同組合、ゆうちょ銀行)、または年2回の納付書払い

申請受付期間

3月2日(月)～27日(金)

- 町の予算の範囲内での貸与となりますので、申請していただいても貸与できない場合があります。なお、申請者が少数で、予算に余裕がある場合においては、年度途中でも受け付けます。
- 申請書・誓約書等は、教育課教育係にあります。また、町ウェブサイトからもダウンロードできます。(トップページ→くらしの情報→子育て支援(スクスクゆざわ)→目的で探す→手当・助成→奨学金貸与制度)



就学援助制度

経済的理由により就学費用を負担することが困難な児童生徒が、義務教育を円滑に受けることができるよう、学用品費や給食費等の費用の一部を援助する制度です。保護者の申請に基づき教育委員会がその内容を審査し、認定した場合に町の予算の範囲内で支給されます。認定は単年度ごととなりますので、現在認定されている方も申請が必要です。

申請に必要なもの

- ①申請書 (教育課教育係にあります。)
- ②添付書類
 - 源泉徴収票、確定申告書の写しなど生計を一にする世帯全員の収入および所得を確認できるもの
 - 町民税、事業税、固定資産税、国民健康保険税の減免を受けた場合はその決定通知書の写し

申請受付期間

令和8年度分受付

4月1日(水)～30日(木)